

企画部の「運営方針と目標」(平成20年度)

企画部長 城所 吉次
企画部調整担当部長兼都市再生担当部長 河野 康之
企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長 後藤 省二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

・市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。
・開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行い、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して庁内の効果的な政策形成への支援を図ります。
・ユビキタス・コミュニティの推進に取り組むとともに、庁内情報の適切なマネジメントを確立します。

各課の役割

企画部は、企画経営室、財政課、秘書広報課及び情報推進室の4課で構成され、基本構想・第3次基本計画(第2次改定)に掲げる理念を実現するためのスタッフ部門として機能するため、政策立案、財政(予算・決算)、行政評価、行政改革、行政事務の情報化、地域情報政策、秘書・広報、男女平等参画・平和・国際化施策、統計調査、全体調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

企画部職員 44人

職員比率(正規職員) 企画部 44人 / 市職員 1,047人 職員比率 約 4.2%

予算規模

予算規模

平成20年度企画部予算額

一般会計 10,188,959,000円

そのうち特別会計への繰出金、起債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,391,481,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- ・ 計画後期において市が取り組む戦略課題の推進
第3次基本計画(第2次改定)及び行財政改革アクションプラン 2010等に基づき、計画期間の後期において、市が戦略的・重点的に取り組むこととした政策課題の推進を図ります。

・自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。

・都市更新・再生プロジェクトの推進

都市再生推進本部を中心に、学校、コミュニティ・センター及び保育園等公共施設について、耐震性の確保をはじめとした計画的な整備・再配置の推進など、環境保全や経済性にも配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めます。

・地方分権の推進と創造的自治体経営の確立

「三位一体の改革」による税財政制度を中心とした政府間関係の改革において、税源移譲等による財政基盤の確立を基礎とした地方分権の推進が図られるよう積極的な取り組みを行うとともに、行政評価を始めとしたマネジメント・システムによる改革を図り、創造的な自治体経営の確立に向けた取り組みを進めます。

・三鷹ネットワーク大学事業を核とした民学産公の協働によるまちづくりの推進

指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との連携の中から、市民、教育・研究機関、事業者及び公共団体等との協働の取り組みを通じて、教育・研究機関等の知的資源を地域社会に提供することにより、多様な人財を育成するとともに、活力があり、豊かで安心できる市民生活を実現します。

・ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく取り組みの展開

情報通信技術の活用による、くらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指して策定された「三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づき、その2年次目としての具体的な事業展開を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 都市再生に向けたビジョンの策定・推進（企画経営室）「施政方針」掲載事業

公共施設の計画的な維持・保全を行うファシリティ・マネジメントと都市再生の総合的な推進を図るため、平成19年度に策定した「三鷹市におけるファシリティ・マネジメントの基本的方向」に基づき具体的な検討を行い、都市再生に向けたビジョン」として今後の公共施設の再配置等のあり方に関する基本方針を策定・推進するとともに、三鷹市都市再生推進本部を中心に、都市再生に向けた個別の取り組みを推進します。

（目標指標：「都市再生に向けたビジョン」として今後の公共施設の再配置等のあり方に関する基本方針の策定を進めるとともに、三鷹市都市再生推進本部を中心に、都市再生に向けた個別の取り組みを推進します。）

2 ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく事業の推進（情報推進室）

「施政方針」掲載事業

情報通信技術（ICT）を活用し、市民がくらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指した「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づく2年次目の取り組みとして、前年度に開発・運用開始した「親子安心システム」、「地域SNS」などの運用を継続するとともに、ナレッジネッ

トワーク（みたかW i k i ・みたか教えてネット）のコンテンツの内容充実を図ります。

また、「協働コールセンター」の検討と開発に取り組みます。
（目標指標：「協働コールセンター」の検討・開発等、三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業を拡大します。）

3 第3次基本計画（第2次改定）と行財政改革アクションプラン2010の推進

（企画経営室）「施政方針」掲載事業

第3次基本計画（第2次改定）を計画的に推進するとともに行財政改革アクションプラン2010に掲げる課題を着実に実行します。選択と集中により限られた経営資源を最大限活かしていくとともに、達成状況の把握に努め、プロジェクトチームの設置等を行いながら計画期間内の目標達成を目指します。

また、第4次基本計画（仮称）策定に向けた調査検討に着手します。
（目標指標：第3次基本計画（第2次改定）及び行財政改革アクションプラン2010の着実な推進を図ります。また、第3次基本計画（第2次改定）の内容を周知するため、広報特集号の発行及び冊子作成を行うほか、第4次基本計画（仮称）策定に向けた市民参加のあり方等について調査検討を開始します。）

4 ホームページのリニューアル（秘書広報課）「施政方針」掲載事業

市民への生活情報の提供ツールとして、ホームページが重要な位置を占めていますが、現在の市のホームページは、平成15年7月のリニューアルから5年近くが経過しています。そのため、レイアウトや階層構造などを全般的に見直し、平成19年度に作成した基本方針に基づく全面的なリニューアルを行います。市民にとって使いやすいホームページとすることにより、一層のアクセシビリティの向上を図ります。

（目標指標：平成19年度に作成した基本方針に基づき、リニューアルを行います。）

5 「三鷹子ども憲章」の制定及び普及・啓発（企画経営室）「施政方針」掲載事業

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標として「三鷹子ども憲章」を制定します。憲章の制定後は普及・啓発に努めるとともに、憲章をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、市内の小・中学生に配布します。

（目標指標：「三鷹子ども憲章」を制定し、普及・啓発のためのパンフレットを作成、配布します。）

6 出版社との協働による「三鷹の魅力」の全国発信（秘書広報課）

「施政方針」掲載事業

三鷹のまちの魅力をさまざまな角度から発見するグラフ誌を出版社との協働で発行し、出版社の販路を活用して全国の書店で販売します。これにより、三鷹市の魅力を全国に発信するとともに、市民の地域への関心と愛着の深化を図ります。

（目標指標：30,000部発行するとともに、このうち25,000部について出版社の販路を通じ、全国の書店で販売していきます。）

7 男女平等参画の推進（企画経営室）

男女平等参画社会の実現を目指し、三鷹市男女平等参画条例、三鷹市男女平等行動計画に基づき、男女平等参画施策を推進します。男女平等参画相談員制度の活用に向けたPRを行い、啓発誌の発行やパネル展示、みたか市民フォーラムな

どの啓発事業を実施するとともに、男女平等参画審議会を開催し、施策への意見反映に努めます。

(目標指標：男女平等参画社会実現を目指し、男女平等参画条例、男女平等行動計画に基づき、男女平等参画施策を推進します。)

8 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進(企画経営室)

「施政方針」掲載事業

指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、ネットワーク大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成20年度は、まちづくり総合研究所事業としての人財育成の取り組みや、市の政策課題等の研究会活動を充実させるとともに、地域再生計画(科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト)の推進等にも取り組みます。

また、講座開催に関しては、講座運営支援システムの基礎データなどを活用し、顧客の傾向などから効率的・重点的な広報活動を実施するとともに、受講者に対する新サービス(受講実績に応じた受講料の割引等)を検討・実施することによって、新規顧客の開拓と、顧客の満足度向上を目指します。寄附講座、協働研究事業を通じて、賛助会員との協働の取り組みを更に充実します。

(目標指標：まちづくり総合研究所事業としての人財育成や研究会活動の取り組みを充実させるとともに、地域再生計画を推進します。寄附講座や協働研究事業を通じて、三鷹ネットワーク大学推進機構との協働を進めます。)

9 情報セキュリティマネジメントシステムの運用部署の拡大(情報推進室)

「施政方針」掲載事業

市が業務を行う上で電子データ及び書類として保有する全ての情報を対象として、その適切な管理を実施するため、平成15年度から情報推進室及び市民課の業務で整備を開始し、第三者による認証を取得して以後、市民税課、資産税課、納税課、保険課、政策法務課、管財課(現・契約管理課)へと順次その認証範囲を拡大し、現在は庁内8課で認証を取得し、運用が継続されている情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)について、その対象部署を教育委員会事務局の3課(総務課、学務課及び指導室)へと拡大します。

(目標指標：情報セキュリティマネジメントシステムの運用部署を拡大します。)

10 統合型地理情報システムの拡充(情報推進室)「施政方針」掲載事業

平成19年度に地図をベースにした市民向け情報提供サービスや庁内業務の効率化に向けた取り組みとして開発・導入し、市民向けサービスの提供を開始した統合型地理情報システム(GIS)の2年次目の取り組みとして、庁内業務における地図作成機能の活用、住宅地図の閲覧機能の提供等を開始するほか、これまで各所管課が紙で管理してきた地図情報や統計データのデジタル情報化を進めます。

また、市民向け情報提供として、観光マップや文化財マップなどを追加します。

さらに、これまで各部署がそれぞれの個別システムとして運用してきた地図情報についても、業務効率の向上と運用コストの削減が期待されるシステムのGISへの統合に向けて、庁内の検討作業チームによる具体的な検討を行います。(目標指標：市民への情報提供機能の追加と庁内業務における運用を開始します。)

11 市制施行 60 周年記念事業に向けた準備（企画経営室）「施政方針」掲載事業

平成 22 年度に市制施行 60 周年を迎えることから、これまでの三鷹市のあゆみについて評価・検証するとともに、今後のまちづくりのあり方等について展望する記念事業を実施するための準備に着手します。

（目標指標：事業実施のための準備として、庁内にプロジェクトチームを設置し、記念事業の素案となる報告書を作成します。）